

## 高圧ガス保安法の基礎シリーズ(第15回)

一昨年実施いたしました「高圧ガス誌」の読者アンケートにおける今後取り上げて欲しいテーマでは、「高圧ガス保安法の基礎」、「液化石油ガス法の基礎」が上位でありました。加えてアンケートの自由記載欄でも法令に関するテーマの要望が多かったので、2017年8月号（Vol.54 No.8）より高圧ガス保安法令に関する連載をしています。

平成28年度 経済産業省委託 高圧ガス保安対策事業（高圧ガス保安技術基準作成・運用検討）において作成した高圧ガス保安法及び高圧ガス保安施行令の逐条解説を執筆した委員を中心に、「保安法とLP法」、「保安検査と定期自主検査」、「保安統括者、保安主任者、保安係員」などのキーワードを設定して、当該キーワードに関する解説を執筆していただいています。

第15回目となる10月号では、「高圧ガスの帳簿の記載と保存」について、三重県防災対策部 消防・保安課 予防・保安班 専門主幹 中条孝之氏より高圧ガス保安法で備えることが義務付けられている帳簿及びその記載内容についてわかりやすく解説していただきました。

### 高圧ガス保安法の基礎シリーズの掲載号

- 第1回 高圧ガス保安法と液化石油ガス法 高圧ガス保安協会 鈴木則夫 Vol.54 No.8
- 第2回 高圧ガス～「圧縮ガス」と「液化ガス」など 元 千葉県 山本修一 Vol.54 No.9
- 第3回 高圧ガスの製造について（1） 元 千葉県 山本修一 Vol.54 No.10
- 第4回 高圧ガスの製造について（2） 元 千葉県 山本修一 Vol.54 No.11
- 第5回 第一種貯蔵所と第二種貯蔵所 三重県 中条孝之 Vol.54 No.12
- 第6回 高圧ガスの販売と貯蔵 高圧ガス保安協会 鈴木則夫 Vol.55 No.1
- 第7回 高圧ガスの輸入と移動 元 岡山県 山田孝志 Vol.55 No.2
- 第8回 高圧ガスの貯蔵と消費 三重県 中条孝之 Vol.55 No.3
- 第9回 高圧ガス容器の製造と取扱い 元 岡山県 山田孝志 Vol.55 No.4
- 第10回 高圧ガスの容器検査と附属品検査 高圧ガス保安協会 鈴木則夫 Vol.55 No.5
- 第11回 高圧ガスの保安検査と定期自主検査 元 神奈川県 山口良則 Vol.55 No.6
- 第12回 高圧ガス製造事業所の保安管理組織について 元 神奈川県 山口良則 Vol.55 No.7
- 第13回 高圧ガスの危害予防規程と保安教育 高圧ガス保安協会 鈴木則夫 Vol.55 No.8
- 第14回 高圧ガスの危険時の措置と事故届 高圧ガス保安協会 鈴木則夫 Vol.55 No.9

# 高圧ガスの帳簿の記載と保存



三重県防災対策部 消防・保安課 予防・保安班 専門主幹

中条 孝之

## 1 はじめに

第一種製造者、第一種貯蔵所、第二種貯蔵所、販売業者、容器製造業者、容器検査所は帳簿を備えること、及び経済産業省令で定める事項を記載し保存することが、高圧ガス保安法第60条第1項において定められています。

どのような事項を帳簿に記載する必要があるのか、またその保存期間について説明します。

なお、高圧ガス保安法第60条第2項で規定されている指定試験機関、指定完成検査機関、指定輸入検査機関、指定保安検査機関、

指定容器検査機関、指定特定設備検査機関、指定設備認定機関及び検査組織等調査機関に関する説明については、割愛させていただきます。

## 2 第一種製造者(冷凍則適用事業者を除く)

冷凍則適用事業者を除く第一種製造者が帳簿に記載すべき事項及び記載後の保存期間については、一般則第95条第1項、液石則第93条第1項、コンビ則第50条に定められ、それらをまとめますと表1のとおりとなります。

表1

帳簿に記載すべき場合	帳簿に記載すべき事項	保存期間
高圧ガスを容器に充填した場合 (高圧ガスを燃料として使用する車両に固定された容器(当該車両の燃料の用に供する高圧ガスを充填するためのものに限る。)に高圧ガスを充填した場合を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 充填容器の記号及び番号</li> <li>• 充填容器ごとの高圧ガスの種類及び充填圧力(液化ガスの場合は充填質量)</li> <li>• 充填年月日</li> </ul>	2年
高圧ガスを容器により授受した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 充填容器の記号及び番号</li> <li>• 充填容器ごとの高圧ガスの種類及び充填圧力(液化ガスの場合は充填質量)</li> <li>• 授受先</li> <li>• 授受年月日</li> </ul>	
製造施設に異常があった場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 異常があった年月日</li> <li>• 異常に対してとった措置</li> </ul>	10年

### 3 第一種製造者(冷凍則適用事業者)

冷凍則が適用される第一種製造者については、冷凍則第65条に定められ、表2のとおりとなっております。

### 4 第一種貯蔵所及び第二種貯蔵所

第一種貯蔵所及び第二種貯蔵所が帳簿に記載すべき事項及び保存期間については、一般則第95条第2項、液石則第93条第2項に定められ、それらをまとめますと表3のとおりとなります。

ここで、「高圧ガスを容器により授受した場合」について注意いただきたいのが、充填圧力(液化ガスの場合は充填質量)を帳簿に記載されているかです。

第一種貯蔵所及び第二種貯蔵所では高圧ガスを容器に充填していないためか、帳簿に当該項目が記載されていない場合がありますので、第一種貯蔵所及び第二種貯蔵所におかれては帳簿に記載されている内容を今一度ご確

認ください。

### 5 販売業者

販売業者が帳簿に記載すべき事項及び保存期間については、一般則第95条第3項、液石則第93条第3項に定められ、それらをまとめますと表4のとおりとなります。

第一種貯蔵所及び第二種貯蔵所と同様に、販売業者も充填圧力(液化ガスの場合は充填質量)を帳簿に記載する必要がありますので、販売業者におかれても帳簿に記載されている内容を今一度ご確認ください。

また、以下に掲げる高圧ガスを販売する場合は、「法第20条の5第1項の周知」及び帳簿への記載が必要となりますので、ご留意ください。

- 溶接又は熱切断用のアセチレン、天然ガス、酸素、液化石油ガス
- 在宅酸素療法用の液化酸素
- スクーバダイビング等呼吸用の空気
- スクーバダイビング呼吸用のガスであっ

表2

帳簿に記載すべき場合	帳簿に記載すべき事項	保存期間
製造施設に異常があった場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 異常があった年月日</li> <li>• 異常に対してとった措置</li> </ul>	10年

表3

帳簿に記載すべき場合	帳簿に記載すべき事項	保存期間
高圧ガスを容器により授受した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 充填容器の記号及び番号</li> <li>• 充填容器ごとの高圧ガスの種類及び充填圧力(液化ガスの場合は充填質量)</li> <li>• 授受先</li> <li>• 授受年月日</li> </ul>	2年
貯蔵所に異常があった場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 異常があった年月日</li> <li>• 異常に対してとった措置</li> </ul>	10年

表4

帳簿に記載すべき場合	帳簿に記載すべき事項	保存期間
高圧ガスを容器により授受した場合 (液化石油ガスを除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 充填容器の記号及び番号</li> <li>• 充填容器ごとの高圧ガスの種類及び充填圧力 (液化ガスの場合は充填質量)</li> <li>• 授受先</li> <li>• 授受年月日</li> </ul>	2年
液化石油ガスを容器により授受した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 充填容器の種類及び数</li> <li>• 販売の年月日</li> <li>• 販売先</li> </ul>	
法第20条の5第1項の周知を行った場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 周知にかかる消費者の氏名または名称及び住所</li> <li>• 周知をした者の氏名</li> <li>• 周知の年月日</li> </ul>	

て、当該ガス中の酸素及び窒素の容量の合計が98%以上で、かつ、酸素の容量が全容量の21%以上のもの（空気を除く）

- 燃料用の液化石油ガス

## 6 容器製造業者

容器製造業者が帳簿に記載すべき事項及び保存期間については、容器則第71条に定め

られ、それらをまとめますと表5のとおりとなります。

## 7 容器検査所

容器検査所が帳簿に記載すべき事項及び保存期間については、容器則第71条に定められ、それらをまとめますと、表6のとおりとなります。

表5

帳簿に記載すべきとき	帳簿に記載すべき事項	保存期間
刻印等がされたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 充型式承認番号（自主検査刻印等のある容器に限る。）</li> <li>• 容器の記号及び番号</li> <li>• 充填すべきガスの種類</li> <li>• 内容積</li> <li>• 製造年月日</li> <li>• 容器検査の年月日（自主検査刻印等のある容器を除く。）</li> <li>• 場所</li> <li>• 成績</li> <li>• 材料の製造者</li> </ul>	※
容器を譲渡したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 容器の記号及び番号</li> <li>• 譲渡先</li> <li>• 譲渡年月日</li> </ul>	※

※保存期間については「8章 容器製造業者及び容器検査所における帳簿の保存期間」に記載

表6

帳簿に記載すべきとき	帳簿に記載すべき事項	保存期間
容器再検査をしたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 容器の記号及び番号</li> <li>• 容器再検査の年月日及び成績</li> </ul>	※
附属品再検査をしたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 附属品の記号及び番号</li> <li>• 附属再品検査の年月日及び成績</li> </ul>	※

※保存期間については「8章 容器製造業者及び容器検査所における帳簿の保存期間」に記載

## 8 容器製造業者及び容器検査所に係る帳簿の保存期間

(1) 容器製造業者が刻印をしたとき及び容器検査所が容器再検査をしたときに帳簿に記載すべき事項については、6章及び7章で記述しましたが、帳簿に記載してからの保存期間は容器則第71条第2項及び第3項に定められ、それらをまとめますと、表7のとおりとなります。

なお、これらは、容器則第24条の容器再検査期間+1月となっています。

(2) 容器製造業者が容器を譲渡したときに帳簿に記載すべき事項については6章で記述しましたが、帳簿に記載してからの保存期間は容器則第71条第4項に定められ、それらをまとめますと、表8のとおりとなります。

(3) 容器検査所が附属品再検査をしたときに帳簿に記載すべき事項については7章で記述しましたが、帳簿に記載してからの保存期

表7

容器の種類	容器製造後の経過年数等	帳簿に記載してからの保存期間
溶接容器等 (次号に掲げる容器及び自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器を除く。)	20年未満	5年1月
	20年以上	2年1月
耐圧試験圧力が3.0MPa以下かつ内容積25L以下の溶接容器等 (除 HCN, NH <sub>3</sub> , Cl <sub>2</sub> ) (昭和37年7月以降に容器検査又は放射線検査に合格したもの。)	20年未満	6年1月
	20年以上	2年1月
一般継目なし容器		5年1月
一般複合容器		3年1月
圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器 圧縮水素自動車燃料装置用容器 液化天然ガス自動車燃料装置用容器 圧縮水素運送自動車用容器	4年以下	4年1月
	4年超	2年3月
国際圧縮水素自動車燃料装置用容器 圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器	4年1月以下	4年2月
	4年1月超	2年4月
アルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器		5年2月
自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器 (次号に掲げる容器を除く。)	20年未満	6年1月
	20年以上	2年1月

自動車検査証の有効期間が1年の自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器であって容器再検査を受けたことがないもの	容器再検査の期間を経過する日から起算して1月を経過するまでの間
再充填禁止容器	6年1月
経済産業大臣の認可を受けた容器	経済産業大臣の認可に係る期間を経過する日から起算して1月を経過するまでの間

表8

容器の種類	帳簿に記載してからの保存期間
再充填禁止容器以外の容器	容器再検査の期間を経過する日から起算して1月を経過するまでの間
再充填禁止容器	6年1月

間は容器則第71条第2項及び第3項に規定されています。

保存期間は、附属品が容器に装置されていない場合は2年1月ですが、附属品が容器に装置されている場合は一律の期間ではなく、装置されている容器の種類、当該容器の経過年数及び当該容器の容器再検査の期間に応じて保存期間が定められていますので、ご注意ください。

以上、高圧ガス保安法で備えることが義務付けられている帳簿及びその記載内容について説明いたしました。

もちろん、ここで記載した内容以外であっても、何らかの形で残すことが望ましい記録等はさまざまあります。

高圧ガスの保安を確保するためには、法で定められた帳簿はもちろんのこと、それ以外の記録等についても、適切に記録し保存していただきますようお願いいたします。

中条孝之（ちゅうじょう たかゆき）